

「まめじゅく超訳版」フランス人権宣言

(人間と市民の権利の宣言)

決してふざけてなんていません。子どもたちに読み聞かせるとしたら、こんな風に言いたい、という超絶意識です。異論は認めます。

第 1 条:人はみんな、生まれつき自由で、平等だよ。えこひいきや身分による差別は、みんなのためになる特別な理由がない限りしてはいけないよ。

第 2 条:国の本当の目的は、みんなの大切な権利を守ることだよ。大切な権利とは、「自由であること」「自分の持ち物を大切にできること」「安全に暮らせること」、そして「ひどい扱いやいじめに立ち向かうこと」だよ。

第 3 条:国の主役は、王様や一部のえらい人ではなく、「国民みんな」だよ。

第 4 条:「自由」というのは、他の人に迷惑をかけないことなら、何でもできるということだよ。どこまでやっていい

かの線引きは、みんなのルール（法律）で決めるよ。

第 5 条:ルール（法律）で禁止できるのは、みんなの迷惑になることだけだよ。ルールで禁止されていないことは、誰にも邪魔されないし、無理やりやらされることもないよ。

第 6 条:ルールはみんなの意見をまとめたものだよ。だから、ルールは誰に対しても平等でなきゃいけないよ。頑張って実力をつければ、誰でも好きな仕事（リーダーなどの公的な仕事）につけるよ。

第 7 条:きちんとしたルールがないのに、勝手に警察に捕まったり閉じ込められたりすることはないよ。でも、ルールに従って呼ばれたときは、ちゃんと従ってね。

第 8 条:悪いことをしたときの罰は、本当に必要な分だけだよ。また、「後から作ったルール」で昔のことを罰せら

れることは絶対がないよ。

第 9 条: 裁判で「本当に悪いことをした」と決まるまでは、誰でも「悪いことをしていない人」として扱われるよ。だから、必要以上にひどい扱いをしてはいけないよ。

第 10 条: どんな意見を持って、どんな神様を信じて、まわりの迷惑にならない限りは自由だよ。

第 11 条: 自分の考えを自由に話したり、本に書いたりしていいよ。でも、その自由を使ってウソをついたり人を傷つけたりしたら、ちゃんと責任をとらないといけないよ。

第 12 条: 警察や軍隊は、みんなの安全を守るためのものだよ。一部のえらい人のために使っちゃいけないよ。

第 13 条: みんなを守ったり国を動かしたりするにはお金(税金)がかかるから、みんなでお金を出し合おう。た

だし、払えるお金の多さに合わせて、ムリのないように平等に集めるよ。

第 14 条:みんなが出したお金(税金)が何にいくら使われているか、ちゃんと知る権利があるよ。

第 15 条:みんなのために働く人たち(公務員など)に、「ちゃんとお仕事していますか?」と説明を求めることができるよ。

第 16 条:みんなの権利が守られていなくて、誰かが勝手に何でも決められるような国は、ちゃんとした国とは言えないよ。

第 17 条:自分の持ち物や土地は、誰にも奪われない大切なものだよ。もしどうしても「みんなのために必要だから譲って」と言われたら、そのときはちゃんと代わりのお金をもらえるよ。